

有効期間 5 年(令和10年12月31日まで)

令和5年2月1日

各 所 属 長 様

警 務 部 長  
(警察安全相談課)

## 広島県警察被害者支援員制度の運用について（通達）

見出しのことについては、広島県警察被害者支援員制度の運用について(令和4年3月22日付け警務部長通達。以下「旧通達」という。)に基づき運用しているところであるが、この度、様式等の見直しを行ったことから、次のとおり改正し令和5年3月1日から運用することとしたので、部下職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は令和5年2月28日限り廃止する。

### 1 被害者支援体制

- (1) 生活安全部人身安全対策課（以下「人身安全対策課」という。）、生活安全部少年対策課（以下「少年対策課」という。）、地域部鉄道警察隊（以下「鉄警隊」という。）、交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）（以下「本部関係所属」という。）及び各警察署に被害者支援責任者及び被害者支援員を置く。
- (2) 被害者支援責任者には、本部関係所属にあつては次席又は副隊長を、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てる。
- (3) 被害者支援責任者は、本部関係所属の長及び警察署長（以下「所属長」という。）の指揮を受け、所属職員による被害者支援業務の調整を図り、その推進状況を掌理するものとする。
- (4) 人身安全対策課にあつては子供女性対策指導係、少年対策課にあつては少年育成第一係、鉄警隊及び高速隊にあつては被害者支援係、広島中央、広島南及び福山東の各警察署にあつては警務課被害者支援係、それ以外の警察署にあつては警務課の被害者支援業務を担当する係(以下「被害者支援業務担当係」という。)は、被害者支援員制度の円滑な運用を図るための任務を行うものとする。

### 2 被害者支援員

#### (1) 上申人数

所属長は、警部補以下の階級にある警察官及び少年育成官で、採用時教養を修了

した者のうちから、被害者支援員に適任と認められる者を選定し、上申するものとする。各所属における上申人数は、別表のとおりとする。なお、各所属(少年対策課及び高速隊を除く。)における上申は、女性警察官を1人以上含むこととする。

## (2) 任務

被害者支援員は、次に掲げる任務を行うものとする。

なお、性犯罪の被害者については、原則として被害者が希望する性別の被害者支援員が対応するものとする。

ア 自己紹介（被害者支援員の役割の説明を含む。）

イ 病院での支援（付添い、待機室確保、身元確認の準備、医師等への説明と連携等）

ウ 捜査段階（被害届の提出、供述調書の作成、事情聴取、証拠資料の押収・還付、実況見分、捜索、面通し・似顔絵の作成等）での付添い（捜査員としての対応を除く。）

エ 関係資料（被害者の手引、犯罪被害者等早期援助団体のリーフレット、カウンセリング制度のチラシ、犯罪被害給付制度のリーフレット等）の交付

オ 必要事項（関係資料の概要：被害者の手引、犯罪被害者等早期援助団体、カウンセリング制度等、経済的支援制度：死体検案書料、遺体搬送費、性犯罪初診料・診断書料、犯罪被害給付等、捜査員の補助：事件・事故の概要、今後の刑事手続の流れ、検視・司法解剖の必要性、被害者連絡担当捜査員の連絡先等）の説明

カ 関係機関・団体の紹介及びこれらへの引継ぎ

キ 要望（被害者連絡の方法、捜査に関する事項等）の聴取

ク 被害者等の意向に配慮したマスコミからの保護措置（報道発表に関する事前連絡、現場での保護措置、マスコミへの申入れ等）

ケ 再被害防止措置（緊急通報システム登録、一時避難場所の確保等）

コ その他（被害者等の送迎、葬儀社（棺及び霊柩車等）手配の援助等）必要な支援

## (3) 配意事項

ア 被害直後の支援が終了した被害者支援員は、以後の長期的対応となる被害者連絡について、対象事件担当捜査員への確実な引継ぎを行うこと。

イ 精神的被害が特に大きいと思われる被害者等については、カウンセリング制度の積極的な利用を促すこと。併せて、犯罪被害者等早期援助団体による支援について説明し、情報提供の同意について理解を求めること。

ウ 警察で対応できない分野の相談等については、関係機関・団体と連携して適切な措置を講じること。

エ 被害者等に交付する関係資料は、各所属において日頃から準備し、被害者支援

に備えること。

オ 必要に応じて、被害者支援腕章を装着すること。なお、装着要領等については、別途定める。

### 3 報告

- (1) 被害者支援員（他所属からの被害者支援員の派遣要請により派遣された被害者支援員（以下「派遣被害者支援員」という。）を除く。）は、被害者支援を実施した場合は、別記様式第1号の被害者支援実施状況報告書により、対象事件主管課長（人身安全対策課、少年対策課、鉄警隊及び高速隊を除く。）及び被害者支援責任者を經由して、所属長に報告するものとする。
- (2) 派遣被害者支援員は、被害者支援を実施した場合は、前(1)に準じて派遣先の所属長に報告するものとする。
- (3) 所属長は、前(1)及び(2)の報告を受けた後、警察本部主管課及び警務部警察安全相談課に速やかにその旨を報告するものとする。
- (4) 所属長は、毎月の被害者支援員の実施結果を、翌月5日までに、別記様式第2号の被害者支援実施結果一覧表により、警務部警察安全相談課長に報告するものとする。

### 4 保存期間等

被害者支援実施状況報告書及び被害者支援実施結果一覧表（以下「報告書等」という。）の保存期間は3年とする。

なお、報告書等の管理は、被害者支援業務担当係において行うこととする。

〔 本件担当 被害者支援第二係  
警 電 XXXXXXXXXX 〕

別表（2-1）関係）

所 属		課又は係	人数
生活安全部人身安全対策課		子供女性対策各係	1人以上
		東部第一係	1人以上
		初動対策各係	1人以上
生活安全部少年対策課		少年育成各係（少年育成第一係を除く。）	1人以上
地域部鉄道警察隊		各係（庶務係及び指導係を除く。）	1人以上
交通部高速道路交通警察隊		各係（庶務係、指導第一係、指導第二係、特別取締係、管制第一係及び管制第二係を除く。）	1人以上
警 察 署	広島中央、広島東、広島西、 広島南、安佐南、安佐北、 佐伯、海田、廿日市、呉、広、 東広島、福山東、福山西、 福山北、尾道、三原、三次	各課（会計課及び留置管理課を除く。）	2人以上
	大竹、山県、江田島、竹原、 府中、庄原、安芸高田、世羅	生活安全刑事課及び地域交通課	2人以上
		上記以外の各課（会計課を除く。）	1人以上